

# とよかわ応援大使等設置要綱

## 第1章 設置

### (設置)

第1条 豊川市（以下「市」という。）に関する魅力及び情報を広く発信し、豊川市民に市に対する誇りと愛着を高めてもらうとともに、市外にも市のファンを増やしていくことで本市のまちづくりに資するため、とよかわ応援大使（以下「大使」という。）及びとよかわ応援サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

## 第2章 とよかわ応援大使

### (活動内容)

第2条 大使は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市に関する魅力及び情報を広く発信すること。
- (2) 市が主催する催し等に協力すること。

2 市長は、市に関する情報を大使に提供するとともに、大使から提供された情報を市民に紹介するものとする。

### (委嘱)

第3条 大使は、原則、市の出身者又は市にゆかりのある者であって、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、本人の同意を得て、市長が委嘱する。

- (1) 各方面の分野で広く活躍し、多くの人から親しまれている者
- (2) 前号に掲げる者のほか、大使として市長が適当と認める者

### (任期等)

第4条 大使の任期は、委嘱した日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 任期満了の日までに大使から辞任の申出がない場合には、任期をさらに1年延長できることとし、以降も同様の取扱いとする。

## 第3章 とよかわ応援サポーター

(活動内容)

第5条 サポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市が持つ様々な魅力や価値（住みやすさ、働きやすさ、子育てのしやすさ等）を、SNS等を通じ、広く発信すること。
- (2) 市が行うイベント、アンケート等に参加し、又は協力すること。
- (3) 前2号に掲げる活動のほか、シティプロモーションの推進に資すること。

(要件)

第6条 サポーターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市に対して愛着を持っている者
- (2) 市の魅力や価値を理解し、主体的に発信していくことができる者

(認定等)

第7条 サポーターは、市長に申請した者のうちから、市長が適当と認めるものを認定する。

2 サポーターは、個人、企業又は団体とする。

(任期等)

第8条 サポーターの任期は、認定した日から1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 任期満了の日までにサポーターから辞任の申出がない場合には、任期をさらに1年延長できることとし、以降も同様の取扱いとする。

(報酬等)

第9条 サポーターに対する報酬等は、支給しない。

(活動報告)

第10条 市長は、サポーターに活動報告を求めることができる。

## 第4章 雑則

(禁止行為)

第11条 大使又はサポーターは、その活動において、次に掲げる行為及びそのおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 大使又はサポーターとして相応しくない行為

(3) 大使又はサポーターの地位を専ら政治、宗教又は営利目的で利用する行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為

(委嘱又は認定の取消し)

第12条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又は市にやむを得ない事情が生じたときは、第3条の規定による委嘱を取り消すことができる。

(1) 自ら辞任を申し出たとき。

(2) 前条各号に掲げる行為を行ったとき。

(3) 居所不明又は音信不通になったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、大使として必要な適格性を欠くと認められるとき。

2 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又は市にやむを得ない事情が生じたときは、第7条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 前項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、サポーターとして必要な適格性を欠くと認められるとき。

(免責事項)

第13条 大使が第2条に規定する活動の範囲を逸脱する行為又は第11条に掲げる行為を行ったことにより第三者に損害等を与えた場合は、当該大使が全ての責任を負うこととし、市はその賠償の責めを負わない。

2 サポーターが第5条に規定する活動の範囲を逸脱する行為又は第11条に掲げる行為を行ったことにより第三者に損害等を与えた場合は、当該サポーターが全ての責任を負うこととし、市はその賠償の責めを負わない。

(守秘義務)

第14条 大使又はサポーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、大使又はサポーターを退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 大使又はサポーターに関する庶務は、企画部元気などよかわ発信課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、大使又はサポーターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前のとよかわ広報大使設置要綱の規定により委嘱されているとよかわ広報大使については、この要綱の施行の日の前日をもってその職を解くものとする。